

土木行政叢書月報
政叢書

「土地收用編」を一讀して

大 和 田 生

「土木行政叢書月報」に田中好氏が編輯責任者として本書紹介の一文を載せられておるが、寔に要を得たるもので更らに一言を加ふるの要なきが如きも聊か吾人一讀しての所感を述ぶることも、あながち無用の言にあらざるを思ひ之を述ぶることとする。

土地の私有財産制を認むる以上、公益上の必要に基き法律を以て其の處分を規定することは、私人の所有に屬する土地と雖も公共の利益の爲めに必要ある場合には之を處分するは當然の事である。若し然らずして私有財産權の設定あるが故に絶對的なものとし、假令法律を以てするも其の私有を制限し私有權を侵犯することとを許さざるものとするに於ては、國家の存立上其の根本の精神を没却することとなつて、私有財産制は却つて國家存立上有害なることを言を俟たざる所である。斯る故に土地收用法が夙に制定せられ、法律を以て土地所有權に制限を加へ處分を爲し得ることとしたる所以のものは實に確固たる根據の存する所である。

今回田口二郎氏が其の習得せる學識と熟練せる實驗とに依り、困難少からざる土地收用法の解説を試みられたるは實に欣快とする所である。

本書を一讀するに先づ土地收用の概念を説き、次で土地收用法の沿革に及び、更に其の法源を述べて經濟統制と土地收用との關係を説き、收用の事業、當事者目的物等土地收用法規定の順序に據りて解説を加へ、且つ必要に應じて一々他の諸氏の説、設令は田中好氏、佐々木博士、渡邊博士、美濃部博士等の著書を廣く援用し其の所論を是非し、尙訓令通牒等をもかゝげて實務に遡ざかるの弊を避け、理論と實際との關係を調和認識せしむるの意圖を明かにしたる上、尙ほ且行政司法の判決例をも加へて其の實例を示したるは、著者の用意周到にして理論を重んずると同時に實務をも輕んぜざるの意を示すに充分である。苟くも土地收用法の適用に臨み克く之を理解し、誤りなからしむるには本書をひもとき

て考究する所に盡すあらば蓋し裨益する所鮮少にあらず、要するに本書は土地收用に關係ある者に取りては必須の参考書であると言ふも過實の言ではあるまい。若し夫れ土地收用法の特別法である土地工作物管理使用收用令(昭和十四年十二月勅令第九百二號)が必勝體制の確立を期し、戦時の措置として國家總動員法第十三條の規定に依りて制定せられ、更らに本年三月勅令第二百二十三號

を以て改正を加へ、國權が強化せられ、公益が一段と尊重せられて私權が一層制限を受くることとなつたことは周知の事である。其の解説は岸本喜代治氏が「道路の改良」第二十五卷第五號以下に於て執筆せられて居るから、之を併讀するに於ては平時と戦時とに於て如何に法令が差異を生ずるか、其の適用に關し一層の理解を強めて法の認識上得る所思ひ半に過ぐるものがあるであらう。

山本元帥國葬之日謹而作歌並短歌

飯田 秀明

仇守る艦隊の長官と
みかどの頼ませりける
臣の親の山本公は
ゆゆしくも神上りましつ
すめろぎ命おひ持ちて
神達の護らすなべ
たぐひ無き大き奇すしき
戦ひのはかりごともて
いちはやく要害の島わに
常夏の海原の沖に
八千尋の底ひととると

勝鬨を擧げ得てありし
臣の親の山本公は
くやしきもい隠りましつ
口ひやくはじかみの仇や
皇軍の伴の緒のみか
日の本の民のことごと
まなじりを裂くばかりこそ
いきどほり打ちなげかひ
御心を繼ぎて撃ちてし
止まむとを誓ひはしつれ
御葬の國のみやわざ

敵しくも行はずとふ
今日の日に御空遙けく
射ゆ獅子の心痛みて
人皆が公をし仰ふげ
天雲も往きはばかれり
嘆き伏すがに
(反歌)
生き死はものならなくにとばかりを
道のしるべと神上りましつ
天地の寄り合ひの極
この公のいみじき勳稱へざらめや